

## 地域主権改革の推進に関する決議

地域主権改革の第一歩である地域主権改革関連3法案（国と地方の協議の場に関する法律案、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案）は、前通常国会において継続審査とされたが、これら3法案は、今後の地方自治の進展を図る上で極めて重要なものであり、地域主権改革を推進するためにも、今臨時国会において一刻も早く成立させる必要がある。

また、去る6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、地域主権改革の推進に関する地方行財政施策の総合的かつ計画的な方針が示されたが、基礎自治体としての市が、今後も市民生活に欠かすことのできない行政サービスを確実に提供し、地域の活性化を図っていくためには、大綱にも示されているとおり、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保が不可欠である。

一方、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本改正に向けた検討を行うため、総務省に地方行財政検討会議が設置され、議会と長の関係、議会のあり方等について議論がなされている。

地域主権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、現行二元代表制を堅持し、その上で、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」を構築することが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求める。

## **1. 地域主権改革関連3法案の早期成立**

政策・制度の立案や見直しに当たり、地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権改革関連3法案を、今臨時国会において速やかに成立させること。

## **2. 地方一般財源総額の確保**

地方の安定的な財政運営を確保するため、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方財政計画に、社会保障関連経費の自然増など増嵩する地方の財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額すること。

## **3. 子ども手当財源の全額国費負担**

保育所のようなサービス給付は、地方に委ね、地域の実態に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる制度とする一方、子ども手当のような全国一律の現金給付は、国が担当し全額負担すること。

## **4. 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大**

地方自治体の自由度を高め条例制定権の拡大を図るため、国による義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小を行うこととし、少なくとも地方分権改革推進委員会の勧告に基づく見直し条項については、勧告どおり見直すこと。

## **5. 国と地方の役割分担の見直しと都道府県から市への権限移譲**

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務・権限及び財源を一体的に移譲すること。

また、「補完性・近接性の原理」に基づき、住民に身近な行政を

担う基礎自治体への事務・権限及び財源の移譲を推進することとし、当面、地方分権改革推進委員会の勧告どおり都道府県から市への権限移譲を行うこと。

## 6. ひも付き補助金の一括交付金化

一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金の総額については、対象となる現行の補助金等の額と同額以上とし、その配分については、基準を明確にするとともに、継続事業や団体間・年度間の変動、財政力の弱い団体に配慮するなど、個々の地方自治体の安定的な財政運営に十分配慮すること。

## 7. 地方議会の権能強化

- (1) 地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定すること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 予算修正権の制限を撤廃すること。
- (4) 専決処分の要件を厳格化するとともに、決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の措置を明確化すること。
- (5) 議長に議会費予算執行権を付与すること。
- (6) 閉会中の委員会活動を自由化すること。

以上、決議する。

平成22年11月12日

**全国市議会議長会**